（特定納付による利用料の払込手続）

**第七条**　前条の規定による通知を受けた者（以下「利用料払込者」という。）は、特定納付により、利用料を日本銀行に払い込むものとする。

（利用料の納付の特則）

**第八条**　［略］

２　出納官吏は、前項の規定による利用料の振込みを確認したときは、特例省令第十条の規定に基づき、第六条の通知に記載された納付情報により、当該利用料を速やかに日本銀行に払い込まなければならない。

（利用料等の払渡し）

**第十一条**　［略］

２　前項の規定による払渡しは、特例省令第十一条第一項の規定に基づき、振込みによる払渡しのための同令別紙第二号書式による支払指図書を同令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して作成し、日本銀行本店に送信する方法により行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

この庁令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

# デジタル庁令・省令

**○デジタル庁総務省令第一号**

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| ［第一章・第二章　略］ | ［第一章・第二章　同上］ |
| 第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条の二十九） | 第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条） |
| ［第四章～第六章　略］ | ［第四章～第六章　同上］ |
| 附則 | 附則 |